

感 発 0 2 0 3 第 1 号
令 和 8 年 2 月 3 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の公布について (公布通知)

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和8年厚生労働省令第10号) が別添のとおり公布されたところです。改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。

記

1 改正の趣旨

健康診断実施者は、結核定期健康診断の結果を1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに都道府県知事に通報又は報告することとされているが、

- ・ 「令和5年地方分権改革に関する提案募集」において、結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直しが提案されたところ、
- ・ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)において、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、現行の月1回から頻度を減らすことについて検討し、令和6年度中に結論を得ることとされ、
- ・ 令和6年12月26日第12回厚生科学審議会結核部会にて、罹患率の推移状況と自治体へのアンケート結果を踏まえ、提案どおり「当該年度分を取りまとめ、翌年度の

4月10日まで」とする結論を得た
ことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- 規則第27条の5第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項について、「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに」通報又は報告するものとされているところ、「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに」通報又は報告するものとする。
- その他所要の経過措置を設ける。

3 施行期日

令和8年4月1日

○厚生労働省令第十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の七第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>第二十七条の五 定期の健康診断の実施者（健康診断の通報又は報告） （次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>一、四（略）</p> <p>2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第二十七条の五 定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>一、四（略）</p> <p>2 健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>

附 則

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十七條の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日以降に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七條第一項及び第二項の規定によって行つた結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断、同法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断並びに同法第五十三条の四及び第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について適用する。

（経過措置）

この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十七條の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日以降に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七條第一項及び第二項の規定によって行つた結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断、同法第五十三条の二の規定によって行つた定期の健康診断並びに同法第五十三条の四及び第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について適用する。